

別紙

名古屋工業大学教員による研究費の不正使用の認定について

1 発覚の時期・及び経緯

国立大学法人名古屋工業大学（以下、「本学」という。）監査室は、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文科科学大臣決定）に基づくリスクアプローチ監査として、本学教員等より本学に対して報告された出張のうち、無作為に抽出した用務先に対して、出張の事実確認を実施している。2024年7月に実施したリスクアプローチ監査により研究費の不正使用の疑いが生じた。予備調査を行った結果、さらなる調査が必要と判断し、不正使用調査委員会を設置し本調査を行うことを決定した。本調査の結果、研究費の不正使用が行われたと認定した。

2 調査

(1) 調査体制

不正使用調査委員会（学内委員3名、学外委員（弁護士）1名）を設置

委員長	副学長	永田 謙二
委員	副理事（事務局長）	宮川 勉
委員	弁護士	福本 剛
委員	生命・応用化学類長	中山 将伸

(2) 調査内容

調査期間	2024年9月13日～2024年12月27日
調査対象者	生命・応用化学類 教授 伊藤 宏
経費	2017年度以降の伊藤宏教授が所管する予算による出張、雇用、物品購入・役務提供
調査方法	（出張）用務先への出張事実確認 伊藤宏教授への書面及び面談による事情聴取 同行者（在学生）への面談による事情聴取 同行者（在学生以外）への書面による事情聴取 用務先及び関係者への書面による事情聴取 （雇用）被雇用者への書面による事情聴取 （物品購入・役務提供）帳票確認

3 調査結果（不正等の内容）

(1) 不正等の種別

用務内容を偽った旅費の虚偽請求

(2) 不正等に関与した研究者

伊藤 宏（生命・応用化学類 教授）

4 不正等の具体的な内容

(1) 動機・背景

本学では、出張前に「旅行簿」、出張後に「旅費請求書」及び「出張報告書」を提出することを出張者に義務付けている。

伊藤宏教授は、用務内容を偽り旅費請求したことは認めているが、弁明に終始しており動機及び背景は不明である。

(2) 手法

本件出張①（2023年3月22日、東京都）

旅行簿に用務内容を「学会総会出席及び記念講演会参加」と記載し、学会総会へ出席せず用務内容を実施していないにもかかわらず用務を実施したと出張報告を行い、不正に旅費の支給を受けた（記念講演会も参加の客観的事実なし）。

本件出張②（2024年6月20日～23日、北海道）

旅行簿に用務内容を「6月21日は他大学教授との研究打ち合わせ、6月22日は学会参加」と記載し、用務内容を全く実施していないにもかかわらず用務を実施したと出張報告を行い、不正に旅費の支給を受けた。

(3) 私的流用の有無

当該旅費は、伊藤宏教授から虚偽の出張報告を受けて別途資金管理していない伊藤宏教授の個人口座に振り込まれ、個人の資金と渾然一体となり、個人の資金として支出できる状態になっていたことをもって私的流用があると判断した。

5 調査を踏まえた機関としての結論と判断理由

用務内容を偽って旅費の支給を不正に受けており、以下の2件について研究費の不正使用を認定した。

本件出張①（2023年3月22日、東京都）

本学から用務先へ出張の事実確認を行ったところ、出張事実はない旨の回答があった。

伊藤宏教授は、旅行簿記載の用務内容である「学会総会」へ出席していないことを認めているが、学会総会後の「記念講演会」へ途中から参加し、記念講演会終了後に他大学教授と情報交換した旨を説明している。

調査の結果、記念講演会に参加したことを裏付ける客観的根拠資料等はなく、仮に伊藤宏教授の説明どおりの事実があったとしても、特段の理由もなく記念講演会の途中から参加したに過ぎないのであれば、それが出張目的とは認められない。また、記念講演終了後、たまたま居合わせた他大学教授と10分間程度の情報交換した事実があったとしても出張の必要性を認めるに足る用務内容にはあたらない。

伊藤宏教授が本学に対して、「学会総会出席及び記念講演会参加」を用務内容とする旅費の申請を行い、不正に旅費の支給を受けたと判断した。

本件出張②（2024年6月20日～23日、北海道）

本学から用務先へ出張の事実確認を行ったところ、出張事実はない旨の回答があった。伊藤宏教授は用務内容が事実と異なることを認めているが、体調不良により用務内容を行えなかったと本人へのヒアリング調査時に説明している。

調査の結果、伊藤宏教授が用務内容を行う予定がないにもかかわらず、本学に対して、「6月21日は他大学教授との研究打ち合わせ、6月22日は学会参加」を用務内容とする旅費の申請を行い、不正に旅費の支給を受けたと判断した。

なお、雇用及び物品購入・役務提供については不正を裏付ける事実は認められなかった。

また、本件出張②の調査にあたり、伊藤宏教授は、関係者に対し口裏合わせを依頼する言動が確認されており、調査に対し真摯に対応したとは認められない。

6 不正に使用された研究費等の種類、額

区分	資金の種別	年度	不正使用額
本件出張①	大学運営費 (教育研究基盤経費)	2022年度	25,600円
本件出張②	共同研究経費	2024年度	88,770円
計			114,370円

7 再発防止策

(1) 学内への周知徹底

今回の研究費不正事案の内容を学内に周知し、再発防止のための強い注意喚起を行う。なお、事務処理手続き上の理解を深めるためマニュアルの改訂を行い、構成員へ再周知する。

(2) 研究コンプライアンス教育

不正使用が認められた者については国立大学法人名古屋工業大学職員懲戒規程に基づき懲戒処分を行うとともに氏名等を公表する可能性があること及び申請済の出張に変更や中止が生じた場合には速やかに変更手続きが必要であることをeラーニング研修及び新任教員研修内容に盛り込む。